

# 一、全般的事項

## 布告

### 皇軍マニラ入城ニ際スル件(假譯)

日本軍ハ比島官憲及民衆ト福祉ヲ共ニ享有セン  
コトヲ期ス、信賴ト安心ヲ以テ日本軍ノ到着ヲ待  
ツ

一、國籍ノ如何ヲ問ハズ、如何ナル者モ逃避スル  
要ナシ

二、手段ノ如何ヲ問ハズ、日本軍ニ抵抗ヲ爲シ若  
シハ敵對行動ヲ取ラハ全比島ヲ灰燼ニ歸スル

三、下記條項ニ該當スル者ハ比島民衆ノ福祉ヲ妨  
害セル者ト見做シ死刑ニ處スヘシ

四、前記ノ下ニ來リ日常業務ヲ平常通り續行スヘシ

五、前記ノ下ニ來リ日常業務ヲ平常通り續行スヘシ

前記ノ罪惡ヲ犯ササル様注意スヘシ

1. 日本軍ニ對シ敵性ヲ示ス者

2. 政治、經濟、産業、運輸、通信、金融等ノ  
現存施設ニ危害ヲ與ヘ若クハ破壊スル者

3. 官憲並ニ民衆ノ思想ヲ攪亂スル者

4. 經濟並ニ金融状態ヲ攪亂スル行爲、兇惡ナ  
ル犯罪若クハ前記罪惡ノ防止ニ關シ日本軍  
ニ報告スル者ハ日本軍ヨリ褒賞ヲ受クヘシ

昭和十七年一月二日

大日本軍司令官

軍政宣布ニ關スル件

治ク比島官憲及民衆ニ告グ

大日本軍司令官

軍政宣布ニ關スル件

治ク比島官憲及民衆ニ告グ

大日本軍司令官

軍政宣布ニ關スル件

- 一、茲ニ軍事行動ノ結果比島ニ於ケル米國ノ主權ハ完全ニ消失シタルヲ以テ、軍ハ比島ニ軍政ヲ宣布ス
- 二、日本軍ノ比島進駐ハ一ニ比島民衆ヲ米國ノ支配ヨリ解放シ大東亞共榮圈ノ員トシテ比島人ノ比島ヲ建設シ其ノ繁榮ト文化ヲ維持ヲ庶幾スルニ外ナラス
- 三、比島官憲及民衆トノ關係ヲ斷絶シ以テ軍ノ公正ナル施政ニ信頼シ命令ヲ遵奉スルト共ニ日本軍ノ作戰駐屯及ヒ軍需ノ充足等ニ協力スヘシ
- 四、比島ニ於ケル從來ノ法律行政制度及司法制度ハ軍政ニ支障ナキ限り取敢ヘス之ヲ有効トシテ存續セシムルヲ以テ官公吏ハ其ノ職ニ止マリ業務ヲ忠實ニ續行スヘシ
- 五、日本軍ハ比島ニ於ケル信仰居住ノ自由及從來ノ慣行中軍政ニ支障ナキモノハ寛容スヘキ

以テ民衆ハ軍ノ真意ヲ体シ空虚ナ米英ノ宣傳ニ迷ハサレルコトナク輕舉妄動造言詆語ヲ慎ミ苟モ治安ヲ紊ルカ如キ行動アルヘカラス  
 斯ル行動ハスヘテ敵對行動ト認メ軍律ニ照シ最モ峻烈ニ處斷シ其重キハ死刑ニ處ス

昭和十七年一月三日

大日本軍司令官

比島在住第三國人ニ告ク

日本軍ハ比島ヲ占領シ茲ニ同島ニ軍政ヲ宣布セリ

比島在住ノ第三國人ハ直チニ其身分ヲ軍當局ニ届

出テ且軍政ニ服從協力スヘシ

第三國人ニ對シテハ其生命財産ノ安全及ヒ信仰居

住ノ自由ヲ保障シ且從來通り營業ヲ許可スヘシ

然レトモ治安ヲ擾亂シ不穩ノ言動ヲ爲シ又ハ之ヲ

使曠スル者ハ軍律ニ照シ死刑ニ處ス

昭和十七年一月三日

大日本軍司令官

敵國人收容目的及

掠奪品返還ニ關スル件

一、敵國人(英米人等)收容ノ目的ハソノ生命ヲ保護セントスルニアリ未タ日本軍ノ保護下ニアラサル英米人等ハ速カキ日本軍當局ニ出頭届告スヘシ、一月十五日迄ニ届告セサル者ハ敵對行爲ヲナシツツアルモノト認メ嚴重ナル處斷ヲナス

二、掠奪セル盜品ハ速カニ元ノ位置ニ返還スヘシ若シ返還スルコトナク掠奪ノ證據確實ナルモノニ對シテハ嚴重ニ處斷セラルヘシ  
昭和十七年一月九日

大日本軍司令部官

隱匿兵器届出ニ關スル件

住民ニシテ敵軍ノ遺棄又ハ隱匿セル武器彈藥其

ノ他ヲ所持シ又ハソノ所在ヲ承知セル者ハ最寄日本軍隊又ハ憲兵隊ニ届出ツヘシ

右届出ヲナシタル者ハ賞セラルヘシ

昭和十七年二月四日

大日本軍司令部官

告 示

職業復歸勸奨ニ關スル件(假譯)

下肥列舉ノ業務、職業ニ關係アル總テノ者ハ速ニ自己ノ職業ニ復歸シ大日本軍司令部(場所前アール・ネービークラブ)ニ申出ル様勸告ス

一、武器、軍需品、及ヒ食料品ノ製造家並ニ商人

二、穀物、砂糖、氷、織物等ノ製造家

三、石油産物(ガソリン、ペトロリン、ディーゼル)

ト3

0013

0000

油等)鐵、マンガン、銅、クロム、石炭

金屬並ニ非金屬鑛物ノ製造家並ニ商人

四、倉庫、運輸、通信、發刊機關(新聞、放送等)

五、總テノ公益機關(水道電氣瓦斯保健衛生等ヲ

含ム)

六、銀行、金融

七、總テノ菓子製造、農園、搾乳所及ヒ林業

八、醫療衛生品製造家並ニ商人

昭和十七年一月五日

大日本軍司令部官

### 第三國人ノ登録ニ關スル件(假譯)

日本軍ハ左記昭和十七年一月三日布告ニ依リ第

三國人ノ登録申込ヲ受付ケル

一、場所 本島トシテ、ホテル、

二、日時 昭和十七年一月七日八日及ヒ九日

前記三日間ニ登録セザル者ハ第三國人トシテノ特  
權ヲ喪失ス

昭和十七年二月六日

大日本軍司令部官

申請者ハ旅券(家族ノ旅券モ共ニ)ヲ提示スル  
ヲ要ス

### 軍連絡所開設ノ件

今次作戦並ニ軍政施行ニ伴ヒ軍ト在留邦人比島  
民衆並ニ友邦第三國人ト日本軍トノ連絡ヲ密ニシ  
相互ノ協力ヲ容易ナラシメ以テ之等ノ福利ヲ増進  
スルコトヲ緊要ノコトナリ之レカ爲メ今般軍政部  
内ニ連絡所ヲ開設シテ軍全般ノ對外連絡ニ任スル  
爾今軍民間ニ於ケル連絡報告並ニ陳情等凡テ隨

8100

0014

意ナク本連絡所ニ申出テ適宜ノ指示處置ヲ受クモ  
モノトス

尚之ガ連絡方法ハ左記ノ如ク實施セラレタシ

一、連絡事項ハ連絡所々定ノ用紙ニ必要事項ヲ記

入シ關係官ニ提出スルコト(用紙ハ連絡所ニ

準備シアリ)

二、連絡時間ハ九時半ヨリ十六時迄トスルモ緊急

ノ事項適宜連絡スルコト

尙本連絡所ハ一月十日ヨリ軍政部内(舊比律賓軍

司令)部同連絡所ニ於テ行フコトナレルヲ以テ

緊密ナル連絡保持ヲ希望ス

昭和十七年一月十日

軍政部

### 營業再開ニ關スル件

日本人、比島人及第三國人商社ニ告ク

大日本、比島經濟活動ノ迅速且ツ圓滑ナル復舊

ヲ希求ス仍テ日本人商社ハ勿論比島人及第三國人

商社ニシテ當局ニヨリソノ營業ヲ禁セラレタルモ

ノ及ヒ敵産ヲ疑アルモノトシテ押收セラレアルモ

ノヲ除キ再開可能ナルモノハ速ニソノ營業ヲ開始

シ以テ當局ノ施政ニ協力スヘシ

業務遂行ニ關スル細目ノ規程ヲ追テ公布サルヘ

キ迄不取敢暴利ヲ貪リ不當ニ物品ノ買賣及ヒ賣惜

ヲナスモノハ軍律ニ照シ嚴罰ニ處ス

昭和十七年二月十日

大日本軍司令官

### 州知事召集ニ關スル件

ニラ市在留中ノ州知事、直チニ軍政部ニ出頭

スヘシ

開戦ノ結果州知事ニシテマニラニ逃避セルモノア

リ既ニ、パンガシナン、タヤバス、パンパンガ、

ラグナ、ブラカンノ知事ニハ歸州ノ上政務開始ヲ

命シタリ  
猶殘留中ノ知事ハ直チニ軍政部ニ出頭シ軍ノ指令ヲ受クヘシ

一、學校再開ニハ許可ヲ要ス

目下休校中ノ小學校、中學校、大學校ノ何レ

ヲ間ハス、之ヲ再開セントスルモノハ軍政部

ノ許可ヲ受クヘシ

昭和十七年一月廿日

軍政部

### 舊米國陸海軍測量部員

#### 召集ニ關スル件

舊米國陸海軍測量部員ハ全員月曜日午前八時

「フィリップ・コロンビアクラブ」ニ出頭スヘシ

全所ニハ副部長「アントニオ・ペレス」出頭ノ筈

尙所要ノ鍵類ハ携行ノコト

昭和十七年一月廿四日

大日本軍司令部

### 軍連絡所廢止ニ關スル件

軍政部連絡所ハ皇軍マニラ入城早々ノ間ニ於テ

一般市民ノ便宜ノ爲各種陳情ヲ受付、處理ヲ爲シ

或ハ適切ナル指導ヲ爲シ、有ルカ最近比島側行

政各機構モ完備シ執務ヲ開始シ一般社會秩序モ復

ニ復シタルヲ以テ二月九日(火)限り此レヲ廢止ス

ルコトナレリ今後ハ「マニラ」市役所ニ於テ一般

市民ノ陳情ハ受付ケル事ト爲レルヲ以テ同所ヲ經

由シテ、各關係軍機關ニ連絡セラレ度シ

但シ緊急ヲ要スルモノハ概ネ左記ノ區別ヲ從ヒ直

接關係方面ニ連絡セラル、ヲ便トス

一、軍政部關係各部

一般政務、敵産、封印關係事項

交通、運輸、通信關係事項

産業並ニ營業關係事項

金融關係事項

0100

0016

二、大マニラ防衛司令部、治安警備ニ關スル事項

三、憲兵隊、軍事警察ニ關スル事項

四、マニラ特務機關、大マニラ地方政務ニ關スル事項

昭和十七年二月七日

軍、相、政、部

隱匿兵器提供者ニ對スル賞金授與ノ件

銃火器又ハ兵器ヲ所有シ或ハソノ所在ヲ存知シ  
 アル者ハマニラ市バコ區(マニラガス會社附近)ニ  
 所在セル日本軍當局ニ届出ツベシ  
 届出テタル者ニハ當該兵器又ハ銃火器ヲ當局ニ接  
 收シタル後左ノ表ニ從ツテ賞金ヲ授ク  
 屑鐵及ヒ光學器械等ニ就テモ又同シ、受付時間ハ  
 晝夜ヲ問ハス

昭和十七年二月十九日

左記

種類	數量	隱匿兵器ヲ 携行セル時	隱匿兵器ノ所在ヲ 報知セル時
拳銃	一挺	比	三十仙
小銃	一挺	比	三十仙
輕機關銃	一挺	比	三十仙
重機關銃	一挺	比	三十仙
全彈藥	百發	比	三十仙
迫撃砲	一門	比	三十仙
野砲	一門	比	三十仙
全彈藥	一發	比	三十仙
鐵材金物	百疋	比	三十仙
光學器械	現品種類狀態ニ應シテ個々ニ定ム		

大日本軍司令部

8100

0017

大日本軍最高指揮官ノ任命書

比島大日本軍最高指揮官ノヴァルガス氏ニ與テ

比島中央行政機關ヲ統一編合シ大日本軍最高指揮官ノ指揮命令ヲ承ケ行政ノ實施ニ任スベシ

一、貴殿ハ中央行政機關ノ長官トナリ速ガニ殘存

比島中央行政機關ヲ統一編合シ大日本軍最高指揮官ノ指揮命令ヲ承ケ行政ノ實施ニ任スベシ

二、比島中央行政機關ノ統一編合ニ方リテハ概ネ

1. 行政機關ノ長官ニ所要ノ直屬機關ヲ附屬ス

2. 各中央行政機關ハ之ヲ内務、財政、司法、農商

教育厚生及土木交通ノ六部ニ統合ス

各部ニ夫々長官ヲ置キ行政長官ノ統轄ノ下ニ所

管ノ行政ヲ實施ス

各部ニ日本人指導官及同輔佐官若干名ヲ置ク

三、大日本軍最高指揮官ノ裁判機關ヲ管轄ス

四、中央行政機關各部ノ長官ハ貴殿ノ推薦ニ基キ

大日本軍最高指揮官之ヲ任命ス

其ノ他ノ主要官吏(直屬機關ノ長及地方行政機

關ノ長ヲ含ム)任命ニ關シテハ大日本軍最高指

揮官ノ認可ヲ承クヘシ

五、中央行政機關各部及裁判機關ノ編成ハ概ネ從

來ノ制度ニ準據スヘシ、但シ其ノ大綱ニ關シテ

ハ大日本軍最高指揮官ノ認可ヲ受クヘシ、將來

重要ナル改編ヲ行ハントスル場合ハ亦前項ニ據

ルヘシ

六、行政ノ實施ハ大日本軍ノ要求充足ヲ最優先ト

シ先ツ速カニ治安ヲ恢復スルヲ主眼トシ行政長

官及各部長官ハ重要事項ニ關シテハ大日本軍最

高指揮官ノ命令ニ依ルヘシ

七、地方行政機關ノ隸屬系統及其ノ編成ハ概ネ從

來ノモノニ準據スヘシ

昭和十七年一月二十三日

大日本軍司令官



軍政命令(第九號)  
マニラ灣夜間運航禁止ニ關スル件

耐今當分内切切ノ舟對シマニラ灣對於ケル、  
夜間(午後七時ヨリ日出時アテ)ノ運航並漁獵ヲ、  
禁止ス。違反スル者、思實ノ中、  
右違反者ニ軍律ニ照シ軍罰ニ處ス。

昭和十七年二月二十八日、  
大日本帝國海軍大臣、  
訓令(海軍令)第...

此律寶標準時變更ノ件(第一號)  
昭和十七年三月廿一日、  
大日本帝國中央...

標準時(東經一七五度子午線標準時)ヲ此律寶標準時  
ニシテ採用シ行政長官命令ヲ以テ其ノ旨公  
示ス。

昭和十七年三月廿一日、  
大日本帝國中央...

附記 右ノ審比島政權カ日統制約時開始シト申  
ノ上、年利二月十五日既ニ實施シテアリタル  
時間ト同一ニシテ此ノ訓令ハ之ノ臨時  
措置ヲ恒久的措置タラシメタルモノナリ  
是等ノ審比島政權ニ對シテ其ノ旨公  
示ス。昭和十七年二月廿一日

大日本軍司令官  
前島...

紀元ノ佳節ニ當リテ

全比島ノ同胞諸君ヨ、今日ワレ等ハ日本帝國建國  
ヲ記念スヘキ「紀元節」ヲ我々ノ同胞諸君ト共ニ迎  
フルニ當リテ無限ノ光榮ト愉快トヲ禁ジ得ナイモ  
ノデアルカワレ等々建國ノ祖タル神武天皇ガ八紘  
一字ノ精神ヲ基クテ肇國ノ基礎ヲ築キ給ヒテ今日  
皇紀二千六百五十二年ノ長治歴史ヲ經テ心ヲ凝シ今日  
ノ等ト民族ヲ理想ヲ同シシテ諸君此處ニ始メ...

ナ心カラ握手スルコトニヨツテワレ等ノ祖先ノ樹  
 立シタル大抱負ヲ實現スベキ機會ヲ到達シタリテ  
 アル、今ニシテ思ハクワレ等ノ同胞タル諸君  
 ガ長年月ニ互ツテ民族ノ傳統ヲ傷ケテ、  
 ノ理想ヲ實現セントシテ成ラズ白人ノ壓迫ト桎梏  
 下ニ呻吟シ來ツタノテアルガ、今ヤ全比島ニ浸潤  
 シツツアツタアメリカノ勢力ヲ驅逐シテ今日此處  
 ニ斷乎タル亞細亞人ノ亞細亞、比島人ノ比島ヲ建  
 設ヘル絶好ノ機運ニ恵マレタルコトハ命運ニ然ラ  
 シムルトコロトハ言ヘトワレ等ノ祖先ニ對シテ深  
 ク感謝セザルベカラザルモ、  
 今ヤ今ソ悠久ナル歴史ノ歩ミヲ現實ノ生活ノ中ニ  
 確實ニ認識シナゲルナラズ、日本建國百週年ヲ  
 トスルノ日ハ即チ全比島モタラシク新世界ニ始マ  
 ル日デアリ、日本ノ理想ヲ達成スル時ハ即チ比  
 島カ新生ノ第一歩ヲ踏ミ出スベキ時デアル、ワレ  
 等ハコノ佳節ヲ大東亞戰爭ノ劈頭ニ當ツテ諸君ト

此ノ地ヲ以テ待ニ深甚ク其意ヲ感ズルモノ  
 皇國アルニ全比島同胞諸君、ワレ等ハ諸君ガ今日  
 一歩ヲ踏ミ新比島ノ建設ニ邁進スルコトヲ望ム止  
 ヲサレモ、  
 昭和十七年二月十一日  
 大日本海軍司令官  
 今比島ノ前途ニ對シテ、  
 英園方難攻不落ヲ誇ツタ星港ヲ奪ハ日本軍ノ鉄鎚  
 の攻撃ノ前ニ説クモ陷落シタ、  
 英國ハ之ニヨツテ正ニ東亞ニ於ケル唯一ニシテ最  
 後ノ重要據點ヲ覆滅サレタノデアル  
 星港ノ陷落ハ單ニ東亞ニ於ケル英米ノ勢力ガ一掃  
 サレタコトヲ意味スル許リデナク、  
 ノ上ニ此重大ナル機運ヲ制スルモノデアル、  
 諸君英米ノ壓制ヲ脱スルニ東亞諸民族ノ止ニ愈

々解放ト獨立ノタメ絶好ノ機會ガ到來シタコトデ  
アル  
比島人ヨ、シシテ印度人ヨ、ビルマ人ヨ、更ニイ  
ンドネシアノ諸民族ヨ起テ！  
諸君ノ上ニ二度ト再ビ訪レルコトノナイ尊イ機會  
ヲ前ニシテ迷ツタリ恐レタリスルナ  
諸君ハ各自ノ民族ノ矜持ト氣魄トヲ以テ大亞細亞  
ノ建設ノタメニ蹶起スベキデアル  
日本軍ガ今次ノ南方作戰ヲ開始シタ眞意ハ、屢々  
聲明セル如ク多年ニ亙ツテ亞細亞ノ諸民族ヲ壓迫  
搾取シタ英米蘭ノ惡魔的勢力ヲ驅逐シ住ミヨイ亞  
細亞人ノ亞細亞ヲ作ランガタメデアル、些カモ領  
土の野心ヲ有スルノデハナイ

アリ君等ノ歴史ト傳統ト祖國ノ誇リニ燃エテ起テ  
！日本軍ハ君達ノ自覺ニ基ク新東亞建設ヘノ協力  
ヲ衷心カラ期待シテヤル  
然シ乍ラ若シモ諸君ニシテ日本ノ眞意ヲ理解セズ  
却ツテ日本軍ノ作戰行動ヲ妨グル様ナ舉動ニ出ツ  
ルナラバソレガ何人デアラウトモ我ラハ斷乎實力  
ヲ發動シテ諸君ニ痛棒ヲ加ヘソノ猛省ヲ促スコト  
ニナルデアラウ  
昭和十七年二月十六日  
大日本軍司令部  
會見議事(公表)  
昭和十七年一月七日マニラ市大日本軍司令部  
ニ於テ大日本軍代表ト大マニラ市長「バルガ  
ス」氏トノ會見議事録  
大日本軍代表ハ大日本軍最高指揮官ガ昭和十七年

0021

一月三日大馬ニラ市占領宣言シ同市ニ軍政ヲ

施行セルコトヲ述ベ左ノ各事項ヲ大馬ニラ市長

「バルガス」氏ニ其ノ實行ヲ要求セシメタルヲ

一、治安秩序ノ維持及運輸、通信、瓦斯、電氣、水

道、衛生、病院、消防等ノ公共施設ノ復舊(但

シテ大馬ニラ市ニ於ケル一般行政及安寧秩序保

持ニ關シ日本入指導監督官及専門家を招聘

スルコト

二、大馬ニラ市ニ於ケル一般行政及安寧秩序保

持ニ關シ日本入指導監督官及専門家を招聘

スルコト

三、大馬ニラ市ニ於ケル一般行政及安寧秩序保

持ニ關シ日本入指導監督官及専門家を招聘

スルコト

四、大馬ニラ市ニ於ケル一般行政及安寧秩序保

持ニ關シ日本入指導監督官及専門家を招聘

スルコト

五、大馬ニラ市ニ於ケル一般行政及安寧秩序保

持ニ關シ日本入指導監督官及専門家を招聘

スルコト

六、大馬ニラ市ニ於ケル一般行政及安寧秩序保

持ニ關シ日本入指導監督官及専門家を招聘

スルコト

七、大馬ニラ市ニ於ケル一般行政及安寧秩序保

大日本軍代表ハ「バルガス」氏ノ陳述ヲ諒トシ同氏

「バルガス」氏ハ大日本軍ノ大馬ニラ市占領ヲ確認

シ其ノ軍政ニ服シ且上記ノ要求ノ應諾スルノ用意

アリ旨ヲ答ベタルヲ六月

六、社會救濟事業ノ實施

七、大馬ニラ市ニ於ケル一般行政及安寧秩序保

持ニ關シ日本入指導監督官及専門家を招聘

スルコト

八、大馬ニラ市ニ於ケル一般行政及安寧秩序保

持ニ關シ日本入指導監督官及専門家を招聘

スルコト

九、大馬ニラ市ニ於ケル一般行政及安寧秩序保

持ニ關シ日本入指導監督官及専門家を招聘

スルコト

十、大馬ニラ市ニ於ケル一般行政及安寧秩序保

持ニ關シ日本入指導監督官及専門家を招聘

スルコト

十一、大馬ニラ市ニ於ケル一般行政及安寧秩序保

持ニ關シ日本入指導監督官及専門家を招聘

スルコト

十二、大馬ニラ市ニ於ケル一般行政及安寧秩序保

持ニ關シ日本入指導監督官及専門家を招聘

スルコト

十三、大馬ニラ市ニ於ケル一般行政及安寧秩序保

三、信仰ノ自由ヲ認ムルコト  
四、現行法規竝ニ慣行ヲ承認スルコト

六、但シ新事態ニ即應セザルモノハ此ノ限ニ非ズ  
大日本軍代表ト上記要求實施方法ニ關スル詳細ニ  
付テハ双方ノ關係官憲ニ於テ隨時協議スルノ必要  
アリト述べタリ、右ニ對シ「バルガス」氏ハ大日本  
軍代表ヨリ斯ル宣言ヲ聞ク事ハ欣快トスルトコロ

## 二、内務部關係事項

警察官報告書

### 治安維持ニ關スル件

一、日本軍人若クハ日本人ニ對シ危害ヲ加ヘ若ク  
ハ加ヘント企テタル者ハ射殺スヘシ  
二、加害者若クハ加害ヲ企テタル者カ發見サレ得  
サル場合ハ事件發生ノ街道或ハ村及ヒソノ近

ニシテ具體的且詳細ナル取極ニ付テハ大日本軍政  
關係當局ト常ニ協議スベシト答ヘタリ

昭和十七年一月七日ニテ市大日本軍司令部  
ニ於テ日本語及英語ヲ以テ本書各二通ヲ作成  
ス

昭和十七年一月七日

大日本軍代表

大マニラ市長

警察官報告書ニ關スル件

限ニ住ム有力者十名ヲ人質トシテ保留スヘシ

三、官憲並ニ有力者ハ該警告ヲ知ル市民並ニ村ニ  
速ニ傳達シ自己ノ責任ニ於テ前記犯罪カ發生  
スル前ニ之ヲ防止スヘシ

四、比島人ハ我々ノ真ノ意圖ヲ諒解シ比島ニ於ケ  
テ治安維持ハ爲我々ト協力スヘシ

昭和十七年一月三日

13

AS00

0023